

選定方法

1 合計点・順位点の算出方法

1) 合計点

①審査項目得点

審査項目得点 = 審査項目の配点 × 下表に示す委員の評価レベルに応じた乗率

例) 審査項目配点 = 10 点、委員が付けた評価レベル = 4 の場合

審査項目得点 = $10 \times 80\% = 8$ 点

評価 レベル	評価の内容	乗率
5	特に優れている (高度な能力を有している)	100%
4	優れている (十分な能力を有している)	80%
3	普通 (一応の能力を有している)	60%
2	多少不十分である (多少能力が乏しい)	40%
1	不十分である (能力が乏しい)	20%
0	劣っている (能力がほとんどなく、任せるに不安がある)	0%

②委員点

委員点 = 委員ごとの各審査項目得点の合計点

例) 審査項目得点が、それぞれ 30 点、20 点、10 点、20 点の場合

委員点 = $30 + 20 + 10 + 20 = 80$ 点

③合計点

合計点 = 委員点の総合計

例) 各委員の委員点が以下の場合

委員 A : 80 点、委員 B : 70 点、委員 C : 95 点、委員 D : 80 点、

委員 E : 60 点、委員 F : 95 点、委員 G : 85 点

合計点 = $80 + 70 + 95 + 80 + 60 + 95 + 85 = 565$ 点

2) 順位点

①委員順位点

委員順位点 = 委員点の高い順に並べた場合の各提案者の順位 (X 位 = X 点)

例) 委員 A : α 社 80 点、 β 社 90 点、 γ 社 75 点の場合

α 社は 2 位 = 2 点、 β 社は 1 位 = 1 点、 γ 社は 3 位 = 3 点

②順位点

順位点 = 委員順位点の総合計

例) α 社の委員順位点が以下の場合

委員 A : 2 点、委員 B : 1 点、委員 C : 1 点、委員 D : 1 点、

委員 E : 1 点、委員 F : 1 点、委員 G : 2 点

順位点 = $2 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 2 = 9$ 点

2 選定方法

1) 通常の採点

審査委員全員の合計点のうち、最高位の提案者を受託候補者とする。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を選定する。

2) 特例による採点

合計点が最高位の提案者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最低位の提案者が一致しない場合（以下「ねじれの対象者」という。）は、ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高点及び最低点を除いた委員の得点の合計（合計点Ⅱ）により最高得点となった提案者を受託候補者とする。

【合計点が最高位かつ順位点が最低位の提案者が一致する場合】

⇒「合計点が最高位」かつ「順位点が最低位」の提案者が受託候補者となる。

例) 合計点：α社 345点、β社 300点、γ社 280点 最高位α社
 順位点：α社 9点、β社 14点、γ社 19点 最低位α社
 ∴合計点が最高位の提案者と順位点が最低位の提案者が一致するため、
 α社が受託候補者となる。

【合計点が最高位の提案者と順位点が最低位の提案者が一致しない場合（ねじれが生じた場合）】

⇒下表のとおり、ねじれの対象者それぞれの最高点及び最低点を除いた委員の得点を合計した合計点Ⅱが最高位となった提案者を選定する。

		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G	合計点	順位点
α社	委員点	100	75	75	75	70	65	65	525	14
	委員順位点	1	2	2	2	2	3	2		
β社	委員点	65	80	80	80	75	70	60	510	11
	委員順位点	2	1	1	1	1	2	3		
γ社	委員点	60	70	70	70	70	75	70	485	16
	委員順位点	3	3	3	3	2	1	1		

「合計点の最高位」（α社）と「順位点の最低位」（β社）が一致しない場合



		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G	合計点
α社	委員点	100	75	75	75	70	65	65	360
	委員順位点								
β社	委員点	65	80	80	80	75	70	60	370
	委員順位点								
γ社	委員点								
	委員順位点								

両者それぞれの最高点と最低点を除外したうえで、「合計点が高い者」（β社）を選定

3 同点となった場合

1) 通常の採点により同点となった場合

- i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の番数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。
- ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。
これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

4 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、1回に限り、次点となった者を受託候補者とする。ただし、次点となった者の合計点が適正基準点未満であった場合は、繰り上げを行わないものとする。

5 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合であっても、原則としてプレゼンテーション審査を実施する。

6 その他必要な事項

この基準に定めるもののほか、審査に関し必要な事項については、「佐世保市業務委託のプロポーザル実施に係る契約事務に関する要綱」の規定に準拠することを原則とし、委員会の協議・承認をもって決定するものとする。

以 上